

# 「発達障害」に関する支援方針

～ライフステージに応じた支援のつながりを目指して～



平成24年7月

◆..... 目 次 .....◆

はじめに.....	p 1
1. 「発達障害」の定義.....	p 2
発達障害 それぞれの特性について.....	p 3
2. 発達障害をめぐる状況.....	p 4
3. 江戸川区の発達障害者（児）の現況.....	p 4・5
4. 発達障害者（児）支援の江戸川区の課題.....	p 6
○施策の5つの課題	
5. 課題を解決するための目標と支援の施策体系	p 7
○江戸川区発達障害者（児）支援の目標	
○江戸川区発達障害者（児）支援の施策体系	
6. 「ライフステージに応じた支援」の方向性と取り組み	p 8～13
・早期発見のために.....	p 8（Ⅰ-1）
・早期の発達支援につながるために.....	p 8（Ⅱ-1）
.....	p 9（Ⅱ-2）
・継続した支援を行うために.....	p 10（Ⅲ-1）
.....	p 11（Ⅲ-2）（Ⅲ-3・4）
・普及・啓発の実施.....	p 12（Ⅳ-1）
・支援体制を整備する.....	p 12（Ⅴ-1）
.....	p 13（Ⅴ-2・3）（Ⅴ-4）
7. 江戸川区発達障害者（児）支援 <平成24年度の取り組み>	p 14

## はじめに

江戸川区（以下「本区」という。）の障害者施策は、江戸川区長期計画『えどがわ新世紀デザイン』に示されている基本構想、基本計画に基づき、実施計画を策定して取り組んできました。平成23年度に策定された、基本計画（後期）『えどがわ10年プラン』（H24～H33）においては、発達障害者（児）への支援について基本施策として新たに掲げられたところです。

この間、平成15年度に支援費制度が導入、平成18年には障害者自立支援法（以下、「自立支援法」という。）が施行され、障害区分ごとの施策から、精神障害を含めて、一元的にサービスを提供するしくみへの改革が行われました。

また、平成17年4月には発達障害者支援法（以下、「支援法」という。）が施行されました。

この改革の動きに併せて、本区では自立支援法に基づき、第1期（H18～H20）、第2期（H21～H23）「障害福祉計画」を策定し、障害者基本法に基づく「障害者計画」（H21～H23）を策定しました。平成23年度は各計画の最終年であったため、次期計画（「障害者計画」H24～H33、「第3期障害福祉計画」H24～H26）が策定され、発達障害者（児）支援についての課題及び、取り組みについて示したところです。

平成23年4月、発達障害に関する本区の関係部署の連携を図るため、福祉部障害者福祉課に「発達障害調整係」が設置され、平成22年度から発足していた庁内プロジェクトチームを引き継いだ「発達障害庁内連絡調整会議」及び、関係機関の代表者や実務者で構成する「発達障害支援会議」を立ち上げ、今後の支援のあり方について検討を重ねてきました。

このたび、平成24年3月に「発達障害支援会議」がまとめた『江戸川区の発達障害者（児）への支援のあり方についての提言』（以下「提言」という。）を受け、本区が取り組むべき方針を策定しました。

今後、この方針に示す施策の体系に基づき、支援の方向性を踏まえて、一步一步進めていくため「まず取り組むこと」として掲げました。

将来的には、ライフステージに応じた支援がされるよう、様々な条件を整え、段階的に整備することを目指します。

## 1. 「発達障害」の定義

発達障害の解釈は大きく「法律的な定義」と「医学的な診断分類」に分かれています。

この提言においては、支援法の定義に基づき障害の範囲を定めます。

支援法第2条において、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

なお、医学的な診断基準としては、疾病の国際的な統計基準としてWHO（世界保健機構）が公表している診断分類の「ICD-10」（疾病及び関係保健問題の国際統計分類第10版）における、「心理的発達の障害（F80-F89）」及び「小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒障害（F90-F98）」に含まれる障害としています。他には、アメリカ精神医学会の「DSM-IV-TR」を診断指針としています。

発達障害は、その特性の現れ方が人によってさまざまであり、支援を必要としている人の実態を把握することはとても難しい状況です。また、人は誰しも個性や欲求があり、少なからず物事へのこだわりがあったり、コミュニケーションが上手にできないなどと感じる人は多いのではないかと思います。

障害と位置づけられる1つの目安としては、成長とともに自然に身につくことが身につかない、学習を積んでも獲得されない、生活する中で本人や周りが困った状況を余儀なくされるなど、社会生活での不都合や支障をきたしている状況が障害と捉えられ、支援が必要とされています。

### 「ICD-10」

「疾病及び関連保健問題の国際統計分類：International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems（以下「ICD」と略）」とは、異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較を行うため、世界保健機関憲章に基づき、世界保健機関（WHO）が作成した分類である。

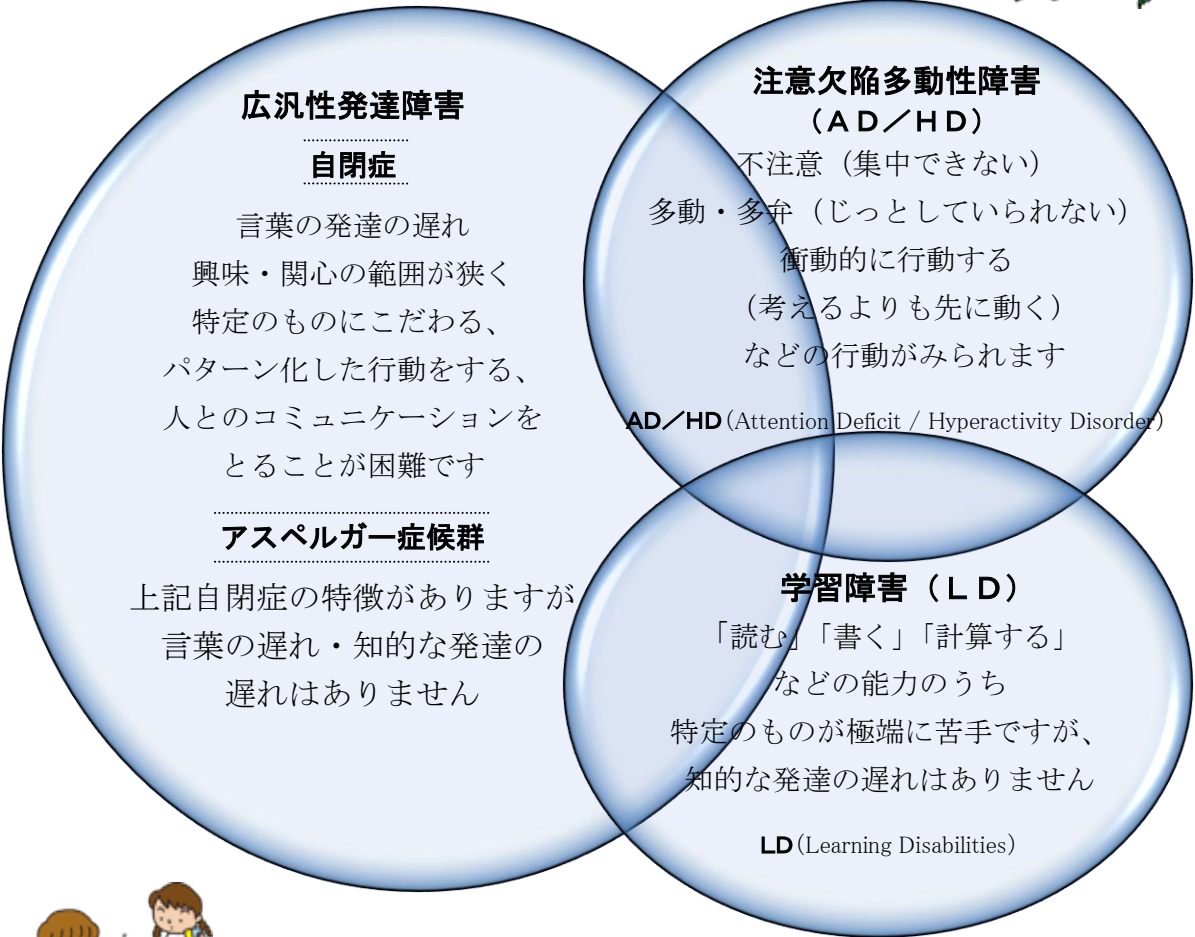
最新の分類は、ICDの第10回目の修正版として、1990年の第43回世界保健総会において採択されたものであり、ICD-10（1990）と呼ばれている。

現在、我が国では、その後のWHOによるICD-10のままの一部改正の勧告である。ICD-10（2003）に準拠した「疾病、傷害及び死因分類」を作成し、統計法に基づく統計調査に使用されるほか、医学的分類として医療機関における診療録の管理等に活用されている。

### 「DSM-IV-TR」

精神障害の診断と統計の手引き Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders、DSM）は、精神疾患に関するガイドライン。精神科医が患者の精神医学的問題を診断する際の指針を示すためにアメリカ精神医学会が定めたもので、世界保健機関による疾病及び関連保健問題の国際統計分類とともに、世界各国で用いられている。

# 発達障害 それぞれの特性について



\*成長とともに身につくことが身につかない、学習を積んでも獲得されない、生活する中で本人や周りが困った状況を余儀なくされるなど、社会生活での不都合や支障をきたしている場合に支援が必要となります。

## 2. 発達障害をめぐる状況

発達障害は他の障害と比べ、外から見えにくく、支援が届きにくいと言われています。

平成 17 年 4 月に支援法が施行され、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のため、発達障害者を早期に発見、支援を行うことが国及び地方公共団体の責務とされました。

同時に、発達障害を明確に定義し、それまで社会的な制度の狭間におかれてきた知的障害を伴わない発達障害者を支援の対象として位置づけました。

さらに、平成 22 年 12 月の自立支援法の改正により、発達障害が障害者の範囲に含まれることが法律上に明記され、平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正においても、障害者の定義のなかで、精神障害に含まれることが明示されました。

また、発達障害者へは、早期発見、早期の発達支援、保育、教育、放課後児童健全育成事業の利用、就労支援、地域での生活支援、権利擁護及び家族支援など、ライフステージにおける一貫した支援が行われることが求められています。

あわせて、医療・福祉・教育及び就労などの関連する部署がお互いに連携する、関係機関同士のネットワークによる支援が必要です。

## 3. 江戸川区の発達障害者（児）の現況

発達障害はこれまでの障害者施策の対象であった「知的障害を伴う発達障害」のほか、「知的障害を伴わない発達障害」の場合もあり、発達障害者（児）の実態を把握することは難しい状況です。

平成 14 年に文部科学省が実施した、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」では、小中学校の通常の学級に在籍している児童生徒で「学習面か行動面で著しい困難を示す割合」は 6.3%といわれ、本区にあてはめると、約 3,600 人（平成 24 年 4 月 1 日の 6 歳～14 歳人口 56,832 人から積算）とも推測されます。また、平成 15 年に実施した東京都の調査では、知的な遅れはないが学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は 4.4%と報告されており、本区にあてはめると約 2,500 人と推計されます。しかしながら、いずれの調査も現場教師の回答に基づいたものであり、発達障害であると確定できるものではありません。

現在、発達障害のある（または疑いのある）子どもが支援を受けている本区の主な機関は、育成室・情緒障害等通級指導学級・特別支援学級・特別支援学校があります。身体や知的の障害、発達障害のある1歳6か月から小学校就学前の子どもが通う育成室では、小岩・葛西の2か所の在籍数216人（平成24年4月1日現在）のうち、約6割は発達障害があると捉えています。また、平成23年9月に開室した3か所目の中央育成室は、発達障害のある子どもを中心に53人（平成24年4月1日現在）が在籍しています。

区立小中学校には、情緒障害等通級指導学級が、小学校は全73校中9校、中学校は全33校中3校に設置され、それぞれ、231人・69人が在籍（平成24年5月1日現在）しています。

育成室、情緒障害等通級指導学級ともに在籍者数は年々増加している状況です。

本区では、保育園、区立幼稚園、区立小中学校の通常の学級に在籍する発達障害が疑われる児童生徒への現場での対応を援助するため、介助員の配置や、配慮を要する児童生徒への対応方法について保育士や教員などへ専門的なアドバイスを行うため、医師や心理士等の専門家を派遣しています。

ライフステージに応じた支援をするためには、義務教育段階以降の青年期を含めた成人期まで把握する必要もあります。しかし、成人の場合、精神疾患などの二次障害が生じていることも多く、個人が抱えている障害状況の要因を識別し、診断することは困難です。

また、発達障害は、いじめや不登校、ニートやひきこもりなどの要因のひとつでもあるといわれ、発達障害者（児）への支援が直接関わりのないように見える社会問題の解決の糸口となることも期待されるところです。

## 4. 発達障害者（児）支援の江戸川区の課題

本区ではこれまでも、乳幼児健診など早期発見体制の整備、相談体制の拡充、関係職員及び教員への研修体制の充実など各部署において対応してきました。

しかしながら、各部署の連携は十分とはいえず、その施策を活用できていない状況です。また、成人期においては相談を含めた支援体制を充実させていく必要があります。

このようなことから、平成 22 年度に庁内プロジェクトがまとめた 5 つの課題を踏まえて、「発達障害支援会議」において発達障害者（児）への支援のあり方を検討した提言がまとめられました。

方針では、この提言でいただいた現状や課題、支援の具体案など意見を受けて、目標を定め、支援の視点から施策の体系を位置づけ、支援の方向性に沿って、まず取り組むべき事柄を整理しました。

### ○施策の 5 つの課題

- ・ 早期に発見し、早期の発達支援へつなぐための連携
- ・ 乳幼児期から成人期までの一貫性のある支援
- ・ 就労を含めた成人期以降の支援体制
- ・ 発達障害者（児）に対する障害福祉サービスのあり方の検証
- ・ 区民への発達障害に関する幅広い啓発及び周知



## 5. 課題を解決するための目標と支援の施策体系

施策の5つの課題を解決するために、発達障害者（児）支援の目標とそれに対応する支援の施策体系を位置づけました。

### ○江戸川区発達障害者（児）支援の目標

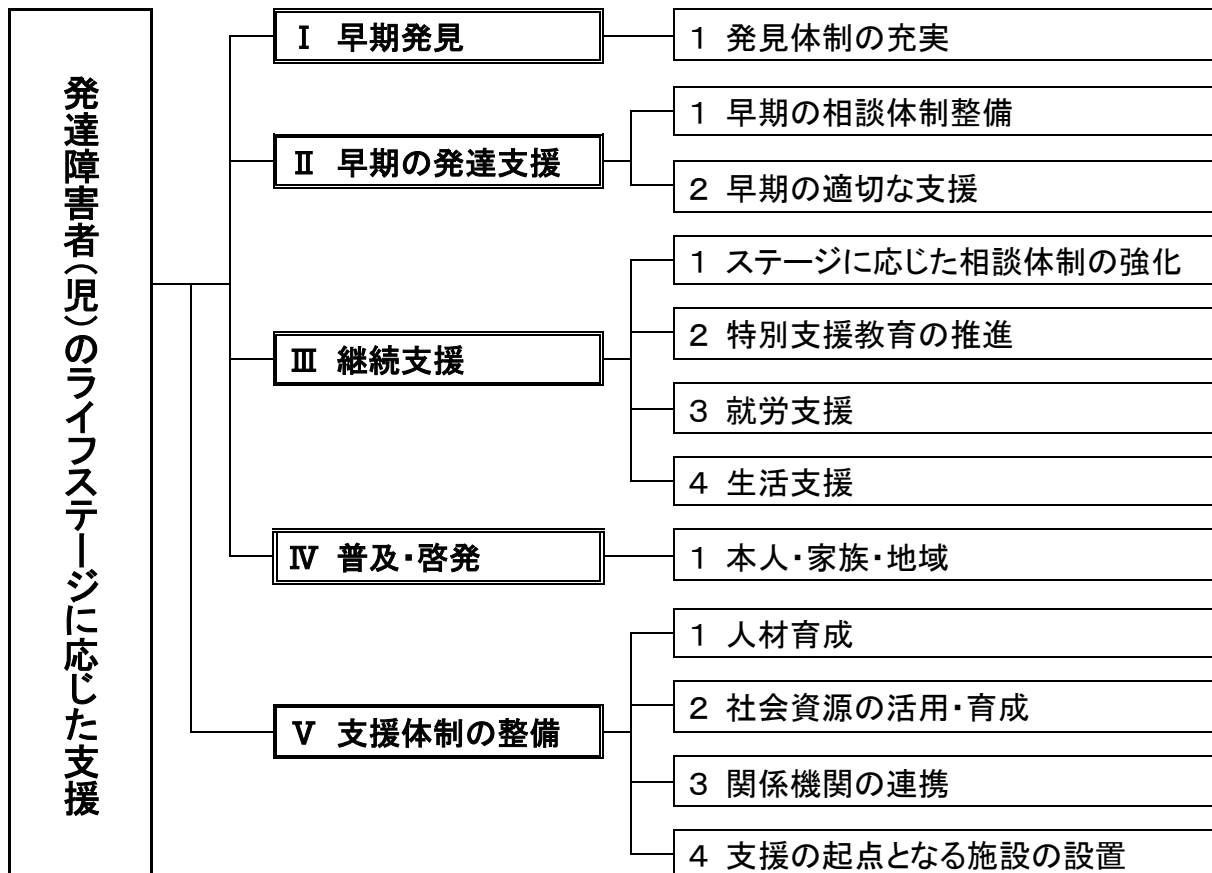
発達障害者（児）に早期に気付き、一人ひとりの特性やニーズにあわせた支援が受けられる状態を実現することを目標にします。

### ○江戸川区発達障害者（児）支援の施策体系

今後、施策体系に沿って順次施策を展開します。取り組みの優先順位は、早期発見、早期の対応や支援を柱に、まずは、支援が不足しているところ、連携の強化が必要なところに重点をおきます。

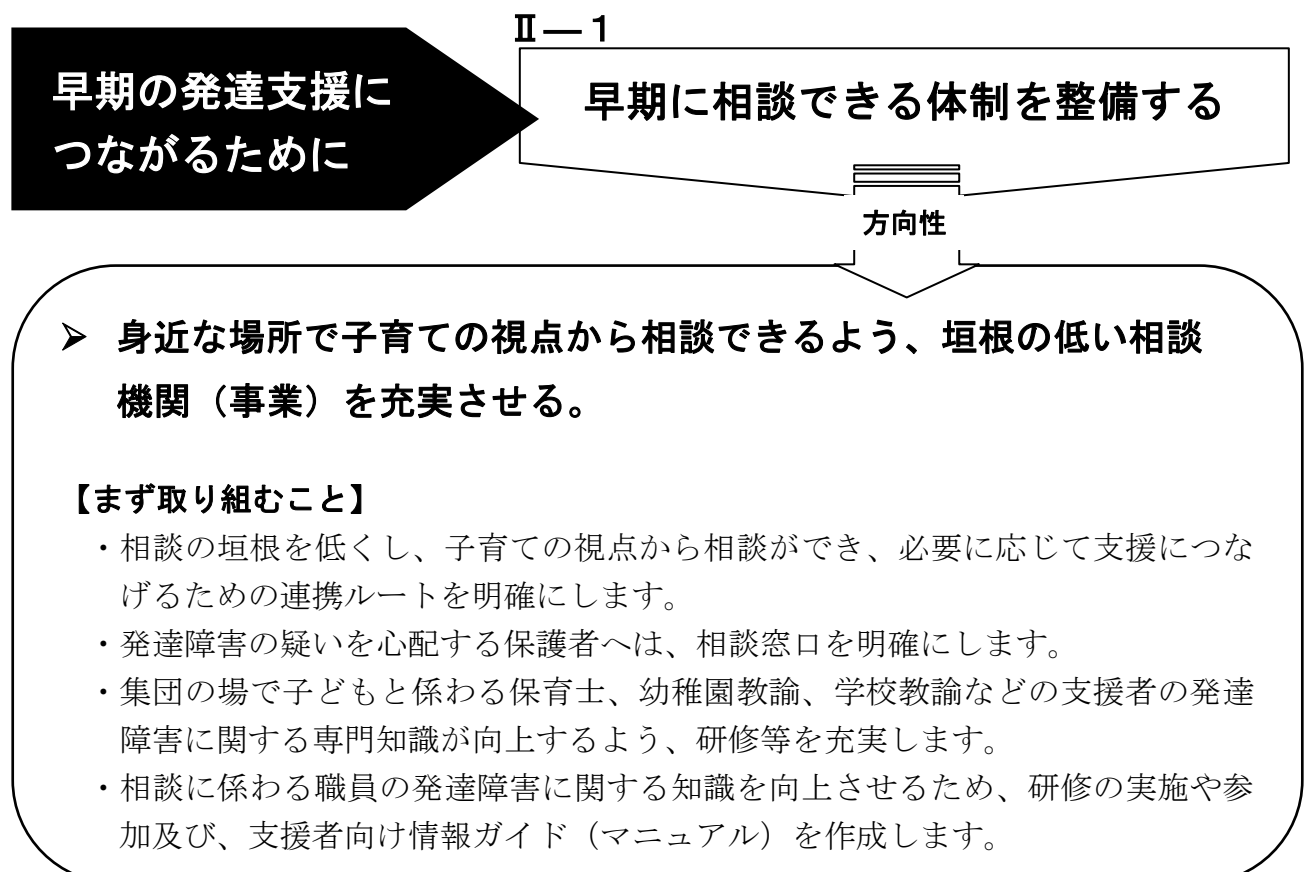
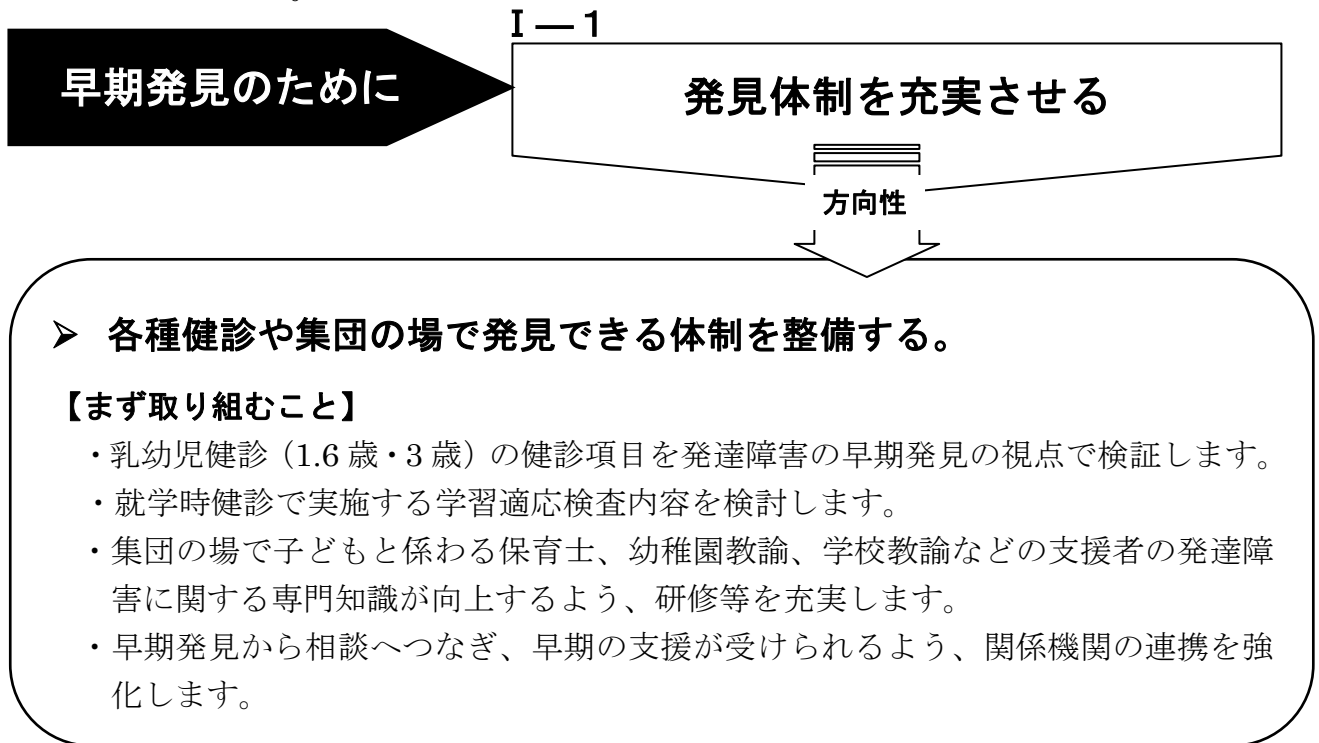
この取り組みにあわせて、(仮)「発達障害児（者）支援センター」の機能も段階的に充実させていきます。

平成24年度に本区が実施している事業を施策体系に沿って示すとp14の表のようになります。



## 6. 「ライフステージに応じた支援」の方向性と取り組み

江戸川区発達障害者（児）支援の施策体系（p7）をもとに、今後の取り組みの方向性を示し、さらに、当面の取り組みを【まず取り組むこと】として示しました。



## Ⅱ—2

早期の発達支援に  
つながるために

早期に適切な支援を受けられるよう  
整備する

方向性

➤ 家庭、集団の場で適切に支援がされるよう、支援者への支援を行う。

### 【まず取り組むこと】

- ・ 幼稚園、保育園、学校等の集団の場での対応力が向上するよう、研修体制の充実及び、専門的なアドバイスをするため医師や心理士などを派遣する、訪問型の巡回発達相談等を充実させます。
- ・ 家庭での支援力が向上するよう、保護者向けの講演会等を実施します。
- ・ 育成室、通級指導学級等の指導内容を家庭や在籍園・校で実践できるよう連携を深めます。
- ・ 発達障害やその疑いのある子どもたちが適切に配慮され、集団の場で健全な発達が促されるよう、公立・私立の幼稚園や保育園などへどのような支援が必要であるか検討します。

継続した支援  
を行うために

ライフステージに応じた  
相談体制を強化する

方向性

- 各相談機関の連携を図る。
- 成人期の相談体制を整備する。

【まず取り組むこと】

- ・相談の垣根を低くし、子育ての視点から相談ができ、必要に応じて支援につなげるための連携ルートを明確にします。
- ・幼稚園、保育園、学校等の集団の場での対応力が向上するよう、研修体制の充実及び、専門的なアドバイスをするため医師や心理士などを派遣する、訪問型の巡回発達相談等を充実させます。
- ・学齢期においては、特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーとの連携、教育研究所の機能の充実を図ります。
- ・発達障害を心配する保護者や、青年期以降に相談のできる窓口を明確にします。また、地域活動支援センター、障害者就労支援センター、健康サポートセンターが連携を図るとともに、発達障害者への対応力を向上させます。
- ・相談に係わる職員の発達障害に関する知識を向上させるため、研修の実施や参加及び、支援者向け情報ガイド（マニュアル）を作成します。
- ・一人ひとりの記録を作成し、ライフステージを通じた支援の状況が把握できるよう、支援シート（カルテ）を作成します。
- ・ネットワークのよい支援に向けて、発達障害支援コーディネーターの機能を検討します。

\* 地域活動支援センター：障害（主に精神）のある方およびその家族の方が、地域でより豊かな生活が送れるよう、相談・生活支援・地域交流などの活動を実施  
I型は区内に3か所ある。

### Ⅲ—2

継続した支援  
を行うために

特別支援教育を推進する

方向性

- 区立小中学校の特別支援教育の充実を図り、在籍校や家庭との連携を充実させる。

#### 【まず取り組むこと】

- ・ 特別支援教育に関する研修を推進します。
- ・ 「特別支援教育検討委員会」において、ニーズに応じた支援の充実を検討します。
- ・ 特別支援教育コーディネーターの役割を明確にし、校内委員会を活用します。

### Ⅲ—3・4

継続した支援  
を行うために

就労支援及び生活支援を  
充実させる

方向性

- 就労支援に必要なスキルを向上させる。
- 事業所の理解を深める。
- 福祉サービスを利用しやすいよう支援する。

#### 【まず取り組むこと】

- ・ 就労支援のためのプログラムの研究を行います。
- ・ 社会参加への適応力を高めるためのプログラムを検討します。
- ・ 障害者就労支援センター及び地域活動支援センターの対応力を向上させます。
- ・ きめ細やかな相談の対応を行います。
- ・ 支援が必要な方のニーズを様々な場面を活用して把握します。

## 普及・啓発の実施

### IV—1

#### 本人・家族・地域の理解を深める

方向性

- 区民全体の理解を促進するため、さまざまな対象者に向けた啓発事業を実施する。
- 早期の気付き、相談につながるよう、保護者の理解を促進する。

#### 【まず取り組むこと】

- ・ 発達段階に応じた年代別リーフレットを作成し、乳幼児健診、幼稚園、保育園、小学校を通じて対象となる保護者へ配付します。
- ・ 広報えどがわ、区ホームページを活用します。
- ・ 一般区民向けの講演会を実施します。
- ・ 地域の核となる町会・自治会、民生・児童委員などを中心に、研修や啓発事業を実施します。

## 支援体制を整備する

### V—1

#### 支援のための人材を育成する

方向性

- 支援に係わる職員等の支援力を向上させる。
- 児童発達支援事業所等の支援力を向上させる。

#### 【まず取り組むこと】

- ・ 保育園及び幼稚園での対応力を向上させるため、体系的な研修を実施します。
- ・ 関係する職員は研修へ積極的に参加します。
- ・ 児童発達支援事業所等が実施する研修等に対して経費を助成します。

## V-2・3

### 支援体制を整備する

### 社会資源を有効に活用し、 関係機関との連携を深める

方向性

- 支援の重複や支援が途切れてしまうことのないように関係機関との連携を強化する。
- 医療、療育機関等、関係機関の連携を強化する。
- 児童発達支援事業所等と連携を強化する。

#### 【まず取り組むこと】

- ・関係機関が連携し、情報の共有及び発達障害者（児）への支援をより一層向上させるため、「発達障害支援会議」を設置します。
- ・フットワークのよい支援に向けて、発達障害支援コーディネーターの機能を検討します。
- ・特別支援教育の地域の中核である特別支援学校の幼児教室や相談機能、幼稚園、保育園、小中学校への訪問支援等を有効に活用します。
- ・支援の中核となる（仮）「発達障害児（者）支援センター」を設置します。
- ・「児童発達支援等事業所連絡会」を開催し、支援者の情報共有及び連携を図ります。
- ・区内の発達障害に関わる医療及び療育機関の情報収集につとめます。

## V-4

### 支援体制を整備する

### 支援の起点となる施設を設置する

方向性

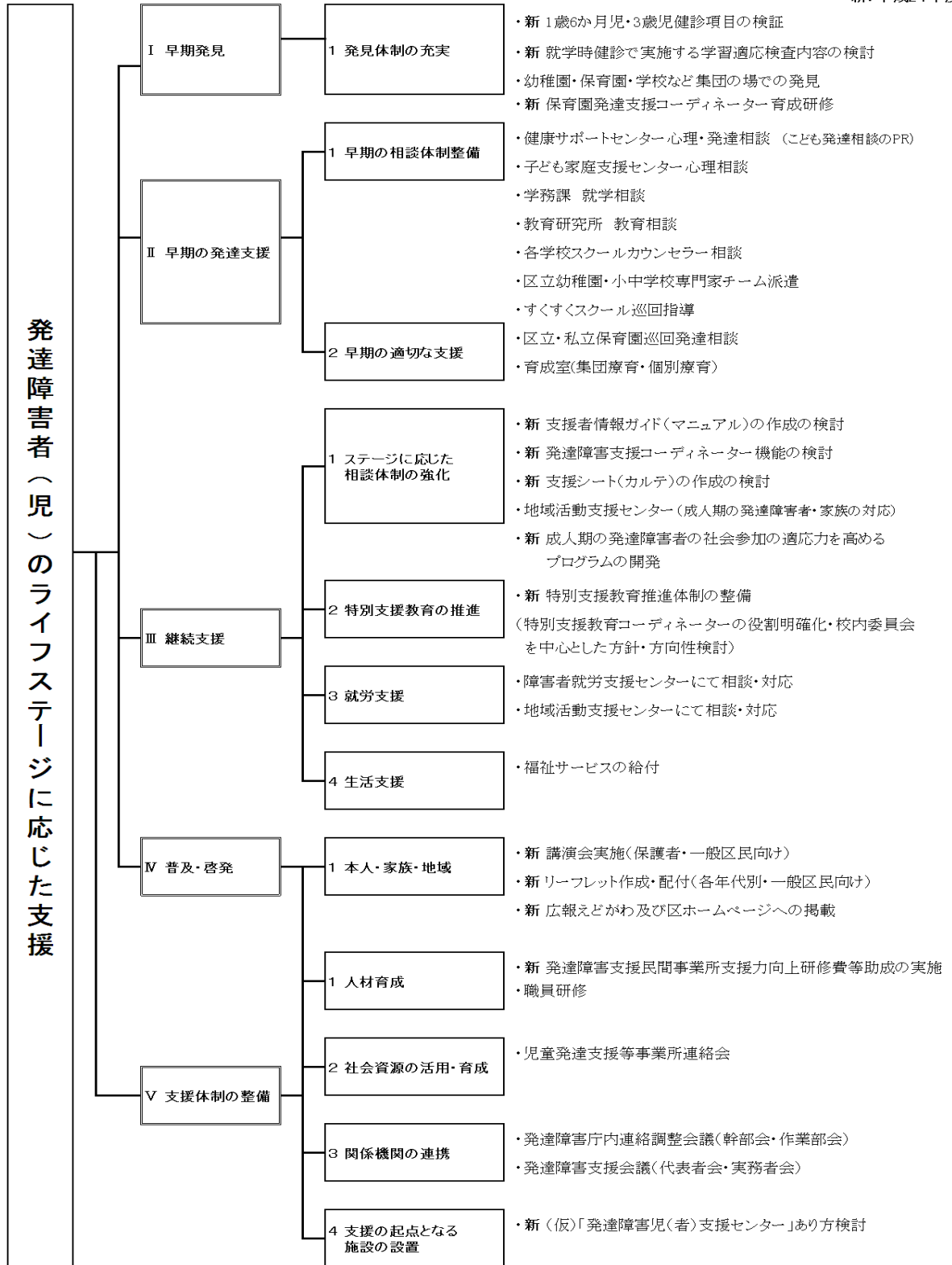
- 「（仮）「発達障害児（者）支援センター」を設置する。

#### 【まず取り組むこと】

- ・平成 26 年度中の開所を目途に（仮）「発達障害児（者）支援センター」の役割や機能について、既にある事業や資源との関係を含めて検討します。
- ・育成室などの支援の場を拡充します。

## 7. 江戸川区発達障害者（児）支援＜平成24年度の取り組み＞

新: 平成24年度新規事業





**「発達障害」に関する支援方針**  
**～ライフステージに応じた支援のつながりを目指して～**  
(平成24年7月発行)

編集・発行／江戸川区 福祉部 障害者福祉課  
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1  
電話03(3652)1151(代表)  
<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>